

資料3-2

本資料は、年金記録問題に関するアンケートのうち、社会保険庁の元部長以上の職（長官、次長、総務部長、運営部長等）にあった者（47名）からの回答です。

なお、個人が特定される可能性がある部分についてはマスキングを行っております。また、回答票2の提出がなかった者があります。



回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 <input checked="" type="checkbox"/> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」 欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申請主義に対し、大幅に賃機主を導入する（夫の加入年度変更に伴う妻の年3ヶ月保険料の免除）

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和48年頃、年金手帳のスタート時点で、総額12万3  
氏名変更により記録がつりかかるのではないかと心配が  
多かったなどから、年帳の必要性が諒識されていた。  
また、その後にあいつ日・年金記録にはうつは業務  
センターの専管業務であると考えていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の年金手帳は、制度的にはまだ不十分なものでは  
あったが、それでも意味あるものと考えていた。結局、  
基礎年金等で最後的には解決されるものとは  
思っていたが、しかし申請主義の問題などを考慮して  
いる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されたりする事柄で、気になっていた具体的な事実を二、三挙げよ。

1. 被保険者の資格を証明し、記録の大切さを知らしめる役割を果たす年金帳の大切さについて、これまで審議会答申でも述べられ、当局が周知に努めてきた等だが、この紛失あるいは重複所持はどうなっているか。被保険者側にも自主努力の責任があるのではないか。
2. 在職者全員が受給あるいは増額のために資格喪失(パート化)、被保険減額を希望し、実行している(時には逆戻り)事例がかなりある。記録を訂正すると年金返納になるのではないか。
3. 国年の仕事加入者は、保険料の納付を怠ると資格喪失による規定があった等。丁知りなうちに脱退、との報道が役所の落度のように言われているが、当局や職員はよく説明しているのかどうか。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ・「解決」は難しいのではないか。当局は最大の努力を払うべきだが、行政庁として出来ることは限度がある。
  - ・報道機関、諭誨からすると、「解決」とは「不満の解消」と言いつてあるが、完全にこれが叶ふことは思えない。
- (理由)
1. 被保険者側の思い違いがある。たとえば、国保料半額の納付を国年保険料納付と錯覚している者がいる。
  2. 厚年記録は、事業主の届出に基づいているが、この届出が真正でないかも知れない。氏名、年齢を確認しない口座入れ、保険料を控除したための報酬(届出額)の改定など。
- ・「解決」する方針公表はすべきだ。
  - できることを地道に実行し、努力を知らしめることしかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 被保険者にも 事業主にも 資格記録が 将來の 年金給付の基礎となる重要な資料であるとの 認識が 薄かった。  
これが、資格を証明する 被保険者証、年金手帳を重複して取得、保持し、あるいは廃棄する 者が 多数存在したこと。
- これは、[REDACTED] に 知った。当月車[REDACTED]勤務。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 被保険者が 自分の資格記録を 正確かつ容易に 知り得る 構造組織の構築 (体制およびシステム) が 基盤となるので、そのため オンライン・システムの 運営に 努めた。
- 反省点としては、記録における 資源量 (予算と人員) が 決定的に 不足していたが、査定当局の 理解を得られなかつたし、国策全体 (単年度予算主義、定期削減) からも 困難だった。  
社会保障内部では、記録問題は一部の部署の認識に止まり、組織全体の 問題意識は 希薄だった。これは、地方事務官問題が 最大かつ決定的な影響を及ぼしたと見う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。  a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にあります。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長寿大臣のゴネ革命をして以後皆さんに精神一杯元気をもつていい人生を(いい人生)と希望します。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[REDACTED] 県任にから年未満では、市の組織的  
改革 [REDACTED] に追われ、年明けか。  
うは OECDにおける [REDACTED] 社会保障大臣会議(けい)  
準備は設立しておらず、年金記録問題について、  
全く認識がありませんでした。  
問題の存在を知ったのは、5ヶ月前からマスコミで  
報じられたときから最初であります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この数年車でマスコミ報道を知ったところなので、どうぞ  
市へお問い合わせをしたりお問い合わせし、年金特別便りと  
社会保険行政の連絡、市議会に出席するなどです。  
この上位な大きな問題があるのに全く気が付かなかったの  
は何故なのか、これがなぜ反省点です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。  a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、厚生省在職中、医療保険の業務には長い間従事(まことに)いたが、年金保険については、企業年金(<sup>の企画</sup>)に半年だけ従事し、年金記録や企画や現業業務に従事したことはありません。従って、残念ながらご質問にお答えできる知識経験がありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民にとって不利益な点は是正すべきと思いますが、一方で年金不信の風潮があることは好ましくないと考えられます、国民に向けて、年金制度の理解を深めるような方策を講じて頂きたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍中には、年金記録問題の大まく取上げられることは記憶にありません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>Ⓐ 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[REDACTED]

[REDACTED] 12 諸君 次の件でごめんなさい  
[REDACTED] 知り得た事実と計12点 終了(めりありません)。

但し、昭和20～29年頃、同西地区のあります  
の社会保険事務所にて25丁目 年金保険料の繰  
り返し請求にて原廻亭處理の状況の一覧を  
つけて説明を受け、原組の連絡上での問題  
として、この事態に備えよ<sup>取扱のモラルの低下</sup>と  
管理、指導の甘さに葛嘆<sup>当時の</sup>ござる<sup>ござります</sup>  
(平成20年5月頃、却過前の某回の結果も下記と想われます)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

正確に安定期に子間に 2～3年の短期間中  
で、人情、経済を挿入して一歩口解消下さい  
それで思われる「政治生半身」が多少甘く見え  
てはつづけ。同氏一般の理解は得られず  
と思ふ(口解消が老々夫婦には 2の長い2ヶ月  
は済みきれてまで 何ヶ月とおもひて思ふ)  
され年金記録の不完全性、原団体、社会保険事務所の  
の社会保険事務所への補正手続<sup>請回り</sup>等の場合は  
(特に全年月持<sup>操作</sup>)にて、<sup>お</sup>当初の歴史<sup>と</sup>  
責任について不同~~操作~~の名義も心も。

(平成19年春頃、自民党の厚着けは  
小形さみの添付<sup>と</sup>扱い)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年2月頃、国会予算委員会のマスコミ報道等を通じ、社会保障庁への信頼の喪失  
による重大問題であるとして議論を展開する  
ところ

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

行政会議等や報道の報道志向の悪化、  
庁内からの指導の不足、政黨の年金制度改  
善シナリオの既成の既成概念への前入説の  
もとで、年金に対する個人の意識が悪化へ  
清向、指導の徹底。

(石原氏)

- ①既成の既成 (管理本部会議の年金制度の実態を把握して、人材の研修を実施して下さい)
- ②制度改訂の目次 (年金制度の成熟度を見直して、アドバイスを進めて下さい)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金に ふりません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に 政府に つづくも しか まつと  
努力です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この問題は、私は、よく、年金問題について、  
数年前に新聞等の報道によ、て  
知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。  
申請を怠つた組織が首領によると  
思ひます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(a) 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にあります。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している事をスピードアップすれば良いと  
思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

□会議の際、  
それを見ていた。たいたい。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の " " で、注心を見ていた  
たいたい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input checked="" type="radio"/> 退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。  a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

マスコミ等を通じた普及啓発と年金通知を繰り返し家族すなむか重要ではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金番号を一元化していくことにより、適切な把握ができるようになりました。問題がみえることを知ったのは、マスコミ等を通じて報道をされて以降のことです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時としては、年金番号制度を通じて、適切なものとさせていくものと考えていました。その意味でピーレが今ではわかったかどうかという問題が残ると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。  a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

個人3, 4に閣連にて述べてある。~~ある~~

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険業務を離れて [REDACTED] 以上過丁で  
あり、され [REDACTED] で退きますので、記  
憶、判断力とも衰えないと自覚していますので  
特段の申し上げることはあります。